

**ちば興銀UCコーポレート会員規約・使用者規約（会社主債務用）及び
個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項改定のお知らせ**

2020年4月1日付で、ちば興銀UCコーポレート会員規約・使用者規約（会社主債務用）及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を改定いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

【下線部は改定部分を示します。】

■ちば興銀UCコーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）

改定前	改定後
■■■一般条項■■■	
<p>第1条（会員 法人会員）</p> <p>ちば興銀カードサービス株式会社（以下「当社」と称します。）に対しちば興銀UCコーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた法人又は団体（以下「法人」と総称します。）をちば興銀UCコーポレート会員（以下「法人会員」と称します。）とします。</p>	<p>第1条（会員 法人会員）</p> <p>ちば興銀カードサービス株式会社（以下「当社」と称します。）に対しちば興銀UCコーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社が<u>カード利用を承諾した</u>法人又は団体（以下「法人」と総称します。）をちば興銀UCコーポレート会員（以下「法人会員」と称します。）とします。<u>契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。</u></p>
<p>第2条（カード利用単位、管理責任者及びカード使用者）</p> <p>1. 法人は入会に当たり、カードの利用単位（以下「カード利用単位」と称します。）及びカード利用単位の管理責任者（以下「管理責任者」と称します。）を指定するものとします。但し、カード利用単位は法人の部・課・営業店等とし、管理責任者はカード利用単位に所属する役職員とします。</p> <p>2. （略）</p> <p>3. 法人会員は当社との連絡のため、連絡担当者を所定の方法により指定するものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社よりの連絡・通知等は連絡担当者を行うことによって法人会員に行ったものとみなします。</p>	<p>第2条（カード利用単位 <u>（組織）</u>、管理責任者及びカード使用者）</p> <p>1. 法人は入会に当たり、カードの利用単位 <u>（組織）</u>（以下「カード利用単位」と称します。）及びカード利用単位の管理責任者（以下「管理責任者」と称します。）を指定するものとします。但し、カード利用単位は法人の部・課・営業店等とし、管理責任者はカード利用単位に所属する役職員とします。</p> <p>2. （略）</p> <p>3. 法人会員は当社との連絡のため、<u>法人の連絡担当者</u>を所定の方法により指定するものとし、カード及び郵便物の送付、並びに<u>当社からの</u>連絡・通知等は<u>法人の連絡担当者</u>を行うことによって法人会員に行ったものとみなします。</p>
<p>第4条（カードの発行と管理）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身のご署名をしていただきます。</p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード</p>	<p>第4条（カードの発行と管理）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. <u>カード使用者は当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身のご署名を行います。</u></p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード</p>

<p>使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面に<u>お名前</u>が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者<u>ご本人</u>のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは<u>一切</u>できません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。</p> <p>5. 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員が引受けるものとします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>6. ～8. (略)</p>	<p>使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用<u>管理</u>していただきます。<u>また法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</u></p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。<u>第 22 条第 5 項に定める場合等におけるカード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。</u></p> <p>5. 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は<u>カードもしくはカード情報が第三者に利用された場合</u>、その利用代金等の支払いは法人会員が引受けるものとします。但し、<u>カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて法人会員又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。</u></p> <p>6. ～8. (略)</p>
<p>第 6 条 (暗証番号)</p> <p>1. 当社はカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号 (4 桁の数字) を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。</p> <p>(イ) ～ (ロ) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 法人会員又はカード使用者が、法人会員又はカード使用者本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、法人会員の負担とします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。</p>	<p>第 6 条 (暗証番号)</p> <p>1. 当社は<u>法人会員又はカード使用者</u>からのお申し出により、カードの暗証番号 (4 桁の数字) を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。</p> <p>(イ) ～ (ロ) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 法人会員又はカード使用者が、<u>第三者</u>に暗証番号を知らせ、又は<u>暗証番号が第三者に知られた場合</u>、これによって生じた損害は、法人会員の負担とします。但し、<u>暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。</u></p>
<p>第 8 条 (代金決済)</p> <p>1. 第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービス (それらの手数料・利息を含みます。) のご利用代金は、原則として毎月 10 日 (以下「締切日」と称します。) に締め切り、翌月 5 日 (金融機関休業日の場合は翌</p>	<p>第 8 条 (代金決済)</p> <p>1. 第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービス (それらの手数料・利息を含みます。) のご利用代金は、原則として毎月 10 日 (以下「締切日」と称します。) に締め切り、翌月 5 日 (金融機関休業日の場合は翌金</p>

<p>金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)に法人会員が予め指定した金融機関口座(以下「お支払預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。<u>なお、事務上の都合により翌々月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。</u>但し、予め当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもって前記に代えることができます。なお利用代金は、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及び利用内容を、予め法人会員及び当社が合意した方法により、お支払月の前月末頃までに、管理責任者又はカード使用者に通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとし、ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内に確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。</p> <p>4. ~5. (略)</p>	<p>融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)に法人会員が予め指定した金融機関口座(以下「お支払預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。但し、予め当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもって前記に代えることができます。なお利用代金は、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及び利用内容を、予め法人会員及び当社が合意した方法により、お支払月の<u>前月末頃に</u>、管理責任者又はカード使用者が<u>予め届け出た送付先にご利用明細書として郵送又は電磁的方法により</u>通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとし、ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ<u>又は</u>ご確認は、通知を受けたのち20日以内に確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。</p> <p>4. ~5. (略)</p>
<p>第10条(費用の負担)</p> <p>法人会員のご都合による第8条第1項以外のお支払い方法により発生した入金費用及び、当社と法人会員又はカード使用者の間で締結する債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども法人会員又はカード使用者(但し、<u>第3条第2項に基づき連帯債務を負う範囲に</u>限ります。)が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p>	<p>第10条(費用の負担)</p> <p>法人会員のご都合による第8条第1項以外のお支払方法により発生した入金費用、<u>公租公課</u>及び、当社と法人会員との間で締結する債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども法人会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p>
<p>第11条(退会及びカードの使用取消と返却)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、又はカード使用者として不適</p>	<p>第11条(退会及びカードの使用取消と返却)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、又はカード使用者として不適</p>

<p>当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、カード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格取消、特定のカード利用単位の廃止、又は特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>(イ) ～ (カ) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 法人会員は、第1項又は第2項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとします。</p> <p>5. (略)</p>	<p>当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、<u>全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格を取消することができ</u>、特定のカード利用単位の廃止、又は特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>(イ) ～ (カ) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 法人会員は、第1項又は第2項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却<u>もしくは裁断のうえ破棄</u>するものとします。</p> <p>5. (略)</p>
<p>第13条 (期限の利益喪失)</p> <p>1. 法人会員が、次のいずれかの事由に該当したときは、法人会員は、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) 支払期日にご利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p>(ロ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(ハ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分申し立て、又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(ニ) 破産・民事再生・特別清算・会社更生法の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p> <p>(新設)</p> <p>2. (略)</p>	<p>第13条 (期限の利益喪失)</p> <p>1. 法人会員が、次のいずれかの事由に該当したときは、法人会員は、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) 支払期日にご利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p>(ロ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(ハ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分申し立て、又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(ニ) 破産・民事再生・特別清算・会社更生法の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p> <p>(ホ) <u>カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。</u></p> <p>2. (略)</p>
<p>第16条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 法人会員が当社に届け出た会社・団体名、代表者、所在地、カード利用単位名称、管理責任者、連絡担当者、支払方法、お支払預金口座、カード使用者の</p>	<p>第16条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 法人会員が当社に届け出た会社・団体名、代表者、所在地、カード利用単位名称、管理責任者、連絡担当者、支払方法、お支払預金口座、カード使用者の</p>

<p>氏名・住所、電話番号、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(実質的支配者、事業内容及び第 18 条第 2 項に基づく PEPs 関係者の該当性当を含みます。)等に変更があった場合、又は、カード利用単位もしくはカード使用者を追加する場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。</p> <p>2. 当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。</p> <p>3.～4. (略)</p>	<p>氏名・住所、電話番号、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(実質的支配者、事業内容及び第 18 条第 4 項に基づく PEPs 関係者の該当性当を含みます。)等に変更があった場合、又は、カード利用単位もしくはカード使用者を追加する場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。</p> <p>2. 当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があると<u>当社が認めた場合</u>はこの限りでないものとします。</p> <p>3.～4. (略)</p>
<p>第 18 条 (その他承諾事項)</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承諾するものとします。</p> <p>(イ) 当社がカード使用者に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>(ロ) 当社が法人会員及びカード使用者に対して貸付の契約にかかる勧誘を行なうこと。</p> <p>(ハ) 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>(ニ) (ハ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</p> <p>2. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転</p>	<p>第 18 条 (その他承諾事項)</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承諾するものとします。</p> <p>2. <u>法人会員及びカード使用者は以下の義務を負うことを承諾します。</u></p> <p>(イ) 当社が<u>会員</u>に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>3. <u>当社は、以下各号の行為を行うことができます。</u></p> <p>(イ) <u>当社が法人会員又はカード使用者に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、法人会員又はカード使用者の営業所、自宅住所、電話 (携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。</u></p> <p>(ロ) <u>当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</u></p> <p>(ハ) (ロ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとること。</p> <p>4. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転</p>

<p>防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」と称します。）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は法人会員に対する通知を行うことなく、第29条第1項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>	<p>防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」と称します。）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は法人会員に対する通知を行うことなく、第29条第1項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>
<p>第19条（合意管轄裁判所） 法人会員又はカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、法人会員又はカード使用者の住所地、<u>購入地及び</u>当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第19条（合意管轄裁判所） 法人会員又はカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、法人会員又はカード使用者の住所地、当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を<u>第一審の専属的合意管轄裁判所</u>とします。</p>
<p>第21条（規約の改定並びに承認） 当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、変更内容の通知、又は変更後の本規約の送付その他当社所定の方法により法人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、法人会員及びカード使用者は内容を承認したものとみなします。</p>	<p>第21条（規約の改定並びに承認） 1. <u>当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社ホームページ（http://www.cuccard.co.jp/）において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で法人会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、(ロ)に該当する場合には当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載を行うものとします。</u> <u>(イ) 変更の内容が法人会員及びカード使用者の一般の利益に適合するとき。</u> <u>(ロ) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u> 2. <u>当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ（http://www.cuccard.co.jp/）において告知する方法又は法人会員に通知する方法その他当社所定</u></p>

	<p><u>の方法により法人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員は、当該周知の後に法人会員又はカード使用者が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</u></p>
--	---

■■■ショッピングサービス条項■■■

<p>第 22 条 (カード利用方法)</p> <p>1. カード使用者は次の (イ) (ロ) (ハ) に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入並びにサービスの提供 (以下「ショッピングサービス」と称します。) を受けることができます。</p> <p>(イ) ~ (ハ) (略)</p> <p>2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、前項のカードの提示、売上票等への署名等の手続きを省略すること、もしくは売上票等への署名に代えて、暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等によりショッピングサービスを受けることができます。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣 (記念通貨を除く。) の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>5. (略)</p>	<p>第 22 条 (カード利用方法)</p> <p>1. カード使用者は次の (イ) (ロ) (ハ) に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、<u>所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます (以下「ショッピングサービス」と称します。)</u></p> <p>(イ) ~ (ハ) (略)</p> <p>2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、<u>暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、<u>現在、通用力を有する紙幣・貨幣 (記念通貨を除く。)</u> の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>5. (略)</p>
--	---

<p>第 24 条 (債権譲渡)</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、</p>	<p>第 24 条 (<u>立替払い又は債権譲渡</u>)</p> <p>1. <u>当社は、法人会員及びカード使用者の委託に基づき、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を法人会員に代わって立替払いするものとし、法人会員は、あらかじめ異議なくこれを承認します。法人会員は、当社に対して、当社が立替払いにより法人会員に対して取得する求</u></p>
--	--

<p>法人会員及びカード使用者に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。</p> <p>(イ) 加盟店が当社に譲渡すること。</p> <p>(ロ) 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに、当社に譲渡すること。</p> <p>(ハ) 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</p> <p>2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は当該商品又はサービスの表示価格と送料等の合計金額とします。</p>	<p><u>償金債権を支払うものとします。</u></p> <p>2. <u>前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスに係る売上票の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。</u></p> <p>3. <u>法人会員は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。</u></p> <p><u>(イ) 加盟店が当社に譲渡すること。</u></p> <p><u>(ロ) 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。</u></p> <p><u>(ハ) 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</u></p> <p>4. <u>法人会員及びカード使用者は、カード利用により当社が譲り受けた債権に関して、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</u></p>
<p>第 26 条（商品の所有権）</p> <p>商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の法人会員及びカード使用者に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店</p>	<p>第 26 条（商品の所有権）</p> <p>商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の法人会員及びカード使用者に対する債権を当社が加盟店に立替払いをしたときに、加盟店</p>

から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを法人会員は認めるものとします。	から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを法人会員は認めるものとします。
第 27 条（見本・カタログ等と現物の相違） カード使用者が加盟店に対して見本・カタログ等より申し込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、カード使用者は加盟店に商品の交換を申し出るか又は当該売買契約の解除をすることができます。	第 27 条（見本・カタログ等と現物の相違） カード使用者が加盟店に対して見本・カタログ等より申し込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、カード使用者は加盟店に商品の交換を申し出るか又は <u>加盟店との間の</u> 当該売買契約の解除をすることができます。
■■■キャッシングサービス条項■■■	
第 29 条（キャッシングサービス） 1. （略） 2. 1 回当たりの融資額は当社が認める場合を除き、原則として 10,000 円単位とします。 3. ～5. （略）	第 29 条（キャッシングサービス） 1. （略） 2. 1 回当たりの <u>キャッシングサービスの利用代金の額</u> は当社が認める場合を除き、原則として 10,000 円単位とします。 3. ～5. （略）
■■■UC 立替払加盟店利用特約■■■ 削除	
第 1 条（本特約の主旨） 1. 本特約は、ちば興銀カードサービス株式会社（以下「当社」と称します。）又はちば興銀 UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（以下「会員規約」と称します。）第 22 条第 1 項（ロ）（ハ）のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合の、当該加盟店（以下「立替払加盟店」と称します。）におけるショッピングサービスについての特約を定めたものです。 2. 立替払加盟店において、カード使用者がショッピングサービスを利用した場合、当社は法人会員の委託に基づき、法人会員に代ってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、法人会員は予め異議なくこれを承認します。	削除
第 2 条（本特約の適用範囲） 1. 第 1 条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いにおいては、当社の定める会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承諾に関する条項は適用されないものとします。 2. 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。	削除

<p>第3条（求償金債権、債務）</p> <p>法人会員は、第1条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けた会員のサービス利用料、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が会員に対して取得する求償金債権を会員規約のショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。</p>	<p>削除</p>
<p>■■■請求仕訳サービス利用規定■■■</p>	
<p>新設</p>	<p>第1条（適用）</p> <p>本規定は、ちば興銀 UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（以下「会員規約」と称します。）が適用される法人又は団体（以下「法人会員」と称します。）が本規定を承認のうえちば興銀カードサービス株式会社（以下「当社」と称します。）に請求仕訳サービス（以下「本サービス」と称します。）を申し込み、当社が認めた場合に適用されます。</p>
<p>新設</p>	<p>第2条（用語の定義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「カード使用者」 当社が、会員規約に基づき、法人会員に対して発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）を使用する者 ・「利用明細データ」 請求仕訳前のカード使用者のカードの利用代金、諸手数料（以下「カード利用代金等」と称します。）に関する情報 ・「請求仕訳」 法人会員が、当社から送信される利用明細データに含まれるカード利用代金等のうち、法人会員が口座振替又は振込の方法により一括して支払う金額（以下「振込等による支払金」と称します。）と法人会員がカード毎に指定した口座から口座振替の方法により支払う金額（以下「口座引落による支払金」と称します。）に仕訳を行うこと ・「請求仕訳データ」 法人会員が、請求仕訳したカード利用代金等に関する情報 ・「本サービス」 当社が法人会員から送信される請求仕訳データに従い決済を行うサービス
<p>新設</p>	<p>第3条（本サービスの内容）</p> <p>(1) 当社は、前営業日にコンピュータ処理を行った</p>

	<p>利用明細データを毎営業日当社所定の方法により法人会員に対して送信します。</p> <p>(2) 法人会員は、受信した利用明細データの各カード利用代金等について請求仕訳を行い、請求仕訳データを当社所定の時期に当社所定の方法により当社に送信するものとします。但し、所定の時期以外であっても、法人会員は当社の承諾を得て請求仕訳データを送信することができるものとします。</p> <p>(3) 当社は、毎月当社と法人会員と別途定めた日までに受信した請求仕訳データについて、各請求仕訳データの利用明細データとの整合性を確認し、整合しない請求仕訳データについては、法人会員に通知の上、訂正・削除するものとします。請求仕訳の効力は、当社において請求仕訳データと利用明細データの整合性の確認ができた時点で発生するものとします。</p> <p>(4) 前項の請求仕訳データの確認は原則として毎月10日に締め切り、振込等による支払金については法人会員が、当社との間で別途取り決めた方法によりお支払いいただき、口座引落による支払金については会員規約第8条第1項に定める方法によりお支払いいただくものとします。</p> <p>(5) 当社は前項に基づく法人会員及びカード使用者の毎月の各お支払金額を、お支払月の前月末頃、管理責任者又はカード使用者が予め届け出た送り先にご利用明細書により通知するものとします。</p>
<p><u>新設</u></p>	<p>第4条（請求仕訳の期限）</p> <p>(1) 当社は、カード利用代金等のコンピュータ処理を毎月10日に締切り（但し、11日以降にコンピュータ処理されたカード利用代金等であっても、10日以前に発生したものについては、10日に処理したものとみなすことがあるものとします。）、当社と法人会員との間で別途定めた期日までに本規定第3条第3項の請求仕訳データの確認ができなかったカード利用代金等を、全額口座引落による支払金とみなすものとします。</p> <p>(2) 前項の期限経過後に、法人会員より前項に基づき口座引落による支払金とみなされたカード利用代金等につき請求仕訳データが送信されてき</p>

	たととしても、当社はこれを受け付けないものとします。
新設	第5条（カード発行の準拠） カードの発行及び取扱いについては、会員規約によるものとします。但し、本規定の定めと会員規約が相違する場合は本規定の定めを優先するものとします。
新設	第6条（免責） 当社は、本サービスに関連して生じたカード使用者と法人会員との間の紛議等について、一切の責任を負わないものとします。

■《個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項》

改定前	改定後
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p> <p>(1) カード使用者は、今回のお申込みを含む別記のクレジットカード会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込時もしくは各取引において、カード使用者又は管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、職業、勤務先等の事項</p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報</p> <p>③カード使用者又は管理責任者の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）</p> <p>④官報や電話帳等一般に公開されている情報</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p> <p>(1) カード使用者は、今回のお申込みを含む別記のクレジットカード会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込時もしくは各取引において、カード使用者又は管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、職業、勤務先等の事項</p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報</p> <p>③カード使用者又は管理責任者の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）</p> <p>④オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む）、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報。</p> <p>⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第5条（合意管轄裁判所）</p> <p>カード使用者と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、カ</p>	<p>第5条（合意管轄裁判所）</p> <p>カード使用者と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、カ</p>

ード使用者の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。	ード使用者の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を <u>第一審の専属的合意管轄裁判所</u> といたします。
---	---

以上